

堺市版オフサイト P P A に係る仕様書

1. 事業内容

本市では、国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」において、2030年までに本庁舎をはじめとした対象施設の電力使用に伴うCO₂排出実質ゼロをめざしている。

同プロジェクトの取組の1つである堺市版オフサイト P P A 事業は、市内民間施設の屋根に設置する太陽光発電設備で発電した電力の余剰電力を本庁舎等に供給する事業である。

供給者は、同事業に基づき、本庁舎へ余剰電力を供給するため、本業務を供給者の負担により実施する。

2. 用語の定義

(1) 発電者

本市が令和6年6月に公募した「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」において採択された P P A 事業者等太陽光発電設備設置事業者

(2) 需要家

発電者が設置した太陽光発電設備で発電した電力を自家消費する事業者

(3) 余剰電力

発電者が設置した太陽光発電設備で発電した電力から需要家による自家消費電力を差し引いた電力

(4) 不足時間帯

余剰電力で本庁舎の電力需要を賄いきれない時間帯

(5) (仮称) エネルギー地産地消スキーム

将来的に市が計画している再生可能エネルギー100%電力の地産地消スキーム (参考資料参照)

3. 業務概要

(1) 余剰電力アグリゲーション業務

(2) 不足電力小売供給業務

(3) 余剰電力増加への対応

(4) 情報発信業務

(5) 市況・制度等定期報告業務

(6) (仮称) エネルギー地産地消スキームへの参画

4. 業務詳細

(1) 余剰電力アグリゲーション業務

本市が別途公募する「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」に採択された案件について、発電契約者として、発電量調整供給契約申込・系統連系申込を実施する他、余剰電力のアグリゲーター

ションに必要な関係機関への各種申請・計画の提出等を実施し、各発電設備の余剰電力を束ねて小売供給する。また、余剰電力の買取価格については、8円/kWh（税抜）とする。なお、系統連系受電サービス料金は買取価格に含まないこととし、発電者が系統連系サービス料金を支払う方法については、供給者と発電者が協議により決定することとする。「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」に採択された各発電設備の設備容量及び計画年間余剰電力量等については、別紙1のとおり。

(2) 不足電力小売供給業務

不足時間帯について、市場又は別電源から電力を調達し本庁舎へ小売供給する。ただし、(1)の余剰電力が本庁舎の電力需要を超過する時間帯において供給できなかった余剰電力の環境価値を付加すること。なお、環境価値が分離された後の余剰電力の供給先及び供給単価については、技術提案書の内容を踏まえ別途市と協議の上決定すること。

(3) 余剰電力増加への対応

今後、市が「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」の公募を繰り返し実施し、別紙1に示す発電設備以外から余剰電力が供給される場合、その余剰電力について上記(1)及び(2)の業務の実施について市と協議し、検討する。なお、環境価値が分離された後の余剰電力の供給先及び供給単価については、技術提案書の内容を踏まえ別途市と協議の上決定すること。最終的な余剰電力増加時の想定余剰電力量については、別紙2のとおり。

(4) 情報発信業務

本事業の仕組みや効果等を市民や事業者ウェブサイトに通じて分かりやすく情報発信する。

(5) 市況・制度等定期報告業務

契約期間における供給単価の変更協議の参考とするため、ベースロード市場、スポット市場及び非化石価値取引市場等の各市場の状況や国の制度変更の有無等をモニタリングし年一回報告する。

(6) (仮称) エネルギー地産地消スキームへの参画

「(仮称) エネルギー地産地消スキーム」の実現に向けた協定を市と締結し、「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」の参画者をはじめとする市内事業者市内産の再生可能エネルギー100%電力を供給する小売電気事業者として協力する。

(仮称) エネルギー地産地消スキーム

概要

- 市内事業者による脱炭素化の取組を支援するため、市が市内産再エネ電力の供給スキームを構築
- 「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」の補助を受けた施設に先行的に供給し、施設の脱炭素化を実現
- 上記をモデル事例として市域へ拡大

